

ベトナム 2015 年刑法の概要等

JICA 長期派遣専門家¹

松 尾 宣 宏

第1 はじめに

ベトナム刑法 2015 年改正法（法律番号 100/2015/QH²13，以下「ベトナム 2015 年刑法」という。）は，ベトナム国会第 13 期第 10 回会議（会期：2015 年 10 月 20 日～11 月 27 日）において成立した。この会議では，刑法のほかにも，民法，民事訴訟法，刑事訴訟法及び行政訴訟法という基本法が成立したところ，これら基本法の改正が次々なされた背景には，2013 年の憲法改正において推し進められた人権保障の方向性を基本法にも反映させるということが共通してあげられる…という点は，本誌前号の拙稿（「ベトナム 2015 年刑事訴訟法の概要」ICD NEWS 第 79 号 43 頁～）で従前述べたとおりである。

ベトナム 2015 年刑法は，当プロジェクト³のカウンターパートの一つである司法省（ベトナム語で Bộ Tư Pháp，英語表記 Ministry Of Justice，以下“MOJ”という。）の主管により起草されたものであり，当初は，2016 年 7 月 1 日より施行される予定であったが，施行直前にさまざまな技術的問題点が発見されるなどし，施行延期となった。その後，2017 年 6 月 20 日に刑法の一部規定を修正・補充する法律（法律番号 12/2017/QH⁴14）が国会で成立し，その修正・補充を反映させた上で，2018 年 1 月 1 日から施行された。

当プロジェクトを含む JICA プロジェクトでは，ベトナム 2015 年刑法起草については直接の支援対象としていなかったところ，MOJ の強い要請によって，法務省が独自に現地調査⁴を行ったり，刑法起草に関係の深いベトナム側高官を招へいして共同研究⁵を行い，特定分野についての日本の知見と経験を共有するなど，独自に支援を行ってきた。また，改正法成立前後には，改正刑法に対する意見聴取セミナーや，改正についての普及を目的としたセミナーを現地プロジェクト活動として実施するなどしてきた。

拙稿では，改正点の概要にも留意しつつ，2015 年ベトナム刑法も含めた「ベトナムの刑法」の特徴的な点を挙げ，本誌前号における拙稿と併せ，ベトナム刑事関連法の「なんとなく」のイメージを作っていただくことを主な狙いとして，2015 年ベトナム刑法の簡潔な概説を試みた。もちろん，拙稿中，意見にわたる部分は当職の私見であ

¹ 肩書は執筆当時のもの（当職の専門家としての任期は，2019 年 10 月 15 日まで）。

² なお，“QH”は，国会を表す Quốc Hội の略である。“QH13”であれば，「第 13 期国会」。

³ 「ベトナム 2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」

⁴ 川西一「ベトナム刑法改正支援現地調査」ICD NEWS 第 60 号 25 頁～

⁵ 川西一「日越司法制度共同研究～ベトナム刑法改正支援」ICD NEWS 第 61 号 180 頁～

ることをあらかじめご承知いただきたい。

以下、本稿中、条文番号の引用があるときは、特段の記載なき限りベトナム2015年刑法のものとする。

第2 「ベトナムの刑法」の特徴

ベトナム2015年刑法についての記述の前に、ベトナムの刑法を検討する際の特徴的な点について説明したい。なお、この点については既に詳細な考察がまとめられた論稿⁶があり、詳しくはそちらを参照いただきたいが、ここでは、ベトナム2015年刑法の条文を題材として再度概説することに意義があると考え、繰り返しとは承知しつつ、説明させていただく。

1 犯罪を法定刑との関係で分類していること

第9条 犯罪の分類

1. この法律に規定される犯罪行為の社会に対する危険性質と程度に基づいて、犯罪は以下の4種類に分類される。

a) 重大でない犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、罰金、非拘束矯正罰又は懲役3年以下とする。

b) 重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役3年を超えて7年以下とする。

c) 極めて重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が極めて大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役7年を超えて15年以下とする。

d) 特別に極めて重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が特別に大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役15年を超えて20年以下、終身刑又は死刑とする。

ベトナム2015年刑法第9条1項は、犯罪を、それが社会に与える危険の性質及び程度に沿って、刑罰の上限によってそれぞれ「重大でない犯罪」「重大な犯罪」「極めて重大な犯罪」「特別に極めて重大な犯罪」の4種類⁷に分類している。後述するが、ベトナム刑法では、同じ罪名の中でも諸要素により法定刑が分かれていることから、同じ罪名の中でも、ある項は重大な犯罪、別のある項は極めて重大な犯罪、というように、別々のカテゴリーに分類される場合もある。

⁶ 山下輝年「ヴィエトナム刑事法の特徴と司法改革に対する一考察」ICD NEWS第5号125頁～

⁷ 軽いものから順にそれぞれベトナム語（カッコ内は英語）で、Tội phạm ít nghiêm trọng (Less serious crimes), Tội phạm nghiêm trọng (Serious crimes), Tội phạm rất nghiêm trọng (Very serious crimes), Tội phạm đặc biệt nghiêm trọng (Particularly serious crimes)

この分類は、様々な点に影響しており、例えば、ベトナム2015年刑法の他の規定に関しては、14歳以上16歳未満の者が刑事責任を負う犯罪の種類（第12条2項）、犯罪の隠匿・非告発の免責範囲（第18条2項、第19条2項）、刑事責任追及の時効（第27条）、再犯等の定義（第53条）、及び各罪における刑罰枠を画する事由（例：職務における偽造の罪：第359条3項及び4項）などを画するほか、ベトナム2015年刑事訴訟法においても、捜査期間及び勾留期限（同法172条及び第173条）、検察院の起訴決定期限（同法第240条）、第一審の管轄裁判所（同法第268条1項）、及び裁判官の公判準備期限（同法第277条）などを画しているなどの影響を及ぼしている。

2 刑事罰はすべて刑法典に規定されていること

第2条 刑事責任の基礎

1. 刑法に規定されている罪を犯した者のみが刑事責任を負わなくてはならない。

ベトナム2015年刑法第2条にはこのように規定されているところ、これは罪刑法定主義を示したものであるというよりは、すべての刑事罰を（狭義の）刑法で定めるという主義を明示したものであると考えられる。実際、ベトナムには、日本のようないわゆる特別刑法というものはなく、刑法に規定されておらず、例えば議定⁸などで規定される罰は、いわゆる行政違反処罰⁹となる。

このようないわゆる刑法典主義は、刑法典にすべて刑事罰が規定されているという意味で、一覽性に優れているという長所はある。

第220条 公共投資資金の管理と使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を利用して以下の行為のいずれかを行い、1億ドン以上3億ドン未満の損害を引き起こすか、1億ドン未満だが、この行為について懲戒処分又は行政違反処罰を受け、さらに違反した者は、この法律の第224条に規定する場合に該当しないときは、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 投資方針決定に関する規定に違反した
- b) 投資方針の策定、審査に関する規定に違反した
- c) プログラム、案件投資決定に関する規定に違反した
- d) プログラム、案件のコンサルティング、設計に関する規定に違反した。

一方で、いくら詳細に規定しても刑法典にすべての行為を記載することには限界があることから、例えば、上記第220条のように、違反行為と刑罰の関係が分かりに

⁸ ベトナム語で Nghị Định(=Decree)。法律よりレベルが下の法規範文書で、政令とパラレルに考えればよい。

⁹ 行政違反処罰について法律レベルで規定したものとして、行政違反処罰法(No. 15/2012/QH13、ベトナム語で Luật xử lý vi phạm hành chính)がある。

くくなるという不便さもある（違反行為を示す、同条1項a号～d号の「…に関する規定」が刑法内に規定されておらず、また、具体的にどの法規範文書を指すかも明示していない）上、違反行為の内容が法改正等により変更したとしても、それと刑罰が連動するかどうか必ずしも明らかでないことから、行為規範としても問題点が残る。

3 法定刑（刑罰枠）を画する要素が、各項に細分化されて規定されていること

ベトナムの刑法を日本の刑法と比較した際、最も特徴的なのはこの点であると思われる。例えば、日本でいう傷害罪（日本刑法第204条）に対応する次ページの規定をご覧ください。

ご覧のとおり、日本の刑法第204条「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」とは異なり、ベトナム2015年刑法第134条では、法定刑が身体損傷率¹⁰によって様々に分類され、さらに、被害者の数、凶器使用の有無や被害者の属性といった、犯罪の結果の軽重や犯行態様など日本ではいわゆる「犯情」（情状）に分類されるような事項¹¹が法定刑を画する要素として各項に¹²規定されている。

このように細かく要件を定める方法は、刑罰の予測可能性を高めるとも思える一方、このように細かく規定された要件を充足するためにはどのような事実が認定される必要があるかについては一見して分かるとは言い難いことから、捜査、起訴、公判において、関係機関がどのようなことを念頭において立証対象を検討し証拠収集を行っているのか、今後の研究が待たれる。

¹⁰ このような身体損傷率の算定の仕方については、例えば、保健省及び労働・傷病兵・社会問題省による合同通達（No. 28/2013/TTLT-BYT-BLĐTBXH）などでガイドラインが定められており、同通達の別表には、例えば「股関節の神経損傷で●%」というように、損傷の部位や種類によって目安となる損傷率が規定されている。このような身体損傷率については鑑定の方法で証拠化されるようである。

¹¹ 殺人罪について規定した第123条1項q号（卑劣な動機による殺人）のように、法定刑を画する要素として、主観的な要素である「動機」が規定される罪名も存在する。

¹² 前記URLに掲載された刑法の仮訳上は、2項以降の書き出しにつき、例えば傷害であれば「故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が…」との書き出しで始まっており、また、その他の罪名では「本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は…」との書き出しで始まるなど、やや意識がなされているが、原語の条文では“Phạm tội thuộc một trong các trường hợp sau đây, thì bị …”（=Committing the offense in one of the following cases, the offender shall be subject to …），つまり、「以下の場合の一つにあたる罪を犯したら、その違反者は…の刑に処する」と記載されていることから、ベトナムの刑法は、同じ条文で規定しつつも、各項ごとに別の犯罪であると考えているのではないと思われる。

第134条 故意に他人に傷害を引き起こすか健康に対する損害を引き起こす罪

1. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下である、又はその身体損傷率が11パーセント未満であっても以下の場合のいずれかに該当する者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 武器、爆発物、危険な凶器又は多数人に危害を引き起こす可能性のある手段を使った場合
 - b) 危険な酸性物質又は他の危険な化学物質を使った場合
 - c) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱、病弱の者又は自衛能力のないその他の者に対する犯行の場合
 - d) 祖父、祖母、父、母、自分の扶養者、教師に対する犯行
 - d d) 組織的である場合
 - e) 職務、権限を濫用した場合
 - g) 留置中、勾留中若しくは懲役刑執行中、又は教育施設、教護院若しくは強制麻薬治療施設への入所措置適用中の犯罪
 - h) 人を雇って傷害を引き起こさせた若しくは他人の健康に害を生じさせた、又は雇われて傷害を引き起こした若しくは他人の健康に害を生じさせた場合
 - i) 権限を濫用した暴徒的な性質を有する場合
 - k) 公務執行中の者に対する犯行、又は被害者の公務を理由とする犯行の場合
2. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、2年以上6年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下であるが、2人以上の人に損害を与えた場合
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 危険な再犯の場合
 - d d) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合
3. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当する場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合。ただし、本条4項b号に規定する場合を除く。
 - b) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体

損傷率がいずれも31パーセント以上60パーセント以下である場合。

c) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合

d) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも11パーセント以上30パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合

4. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、7年以上14年以下の懲役に処す。

a) 人を死に至らせた場合

b) 他人に傷害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上であり、顔面を変形させる外傷を負わせた場合

c) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも61パーセント以上である場合

d) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも61パーセント以上であり、本条第1項a号からk号に該当する場合

dd) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも31パーセント以上60パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合

5. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役または終身刑に処す。

a) 2人以上の者を死に至らせた場合

b) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも61パーセント以上であり、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合

4 法文にあいまいな部分は、いわゆる案内文書で補われる場合があること

上記2及び3にも関連するが、ベトナムの刑法は、法定刑を画する要素が細分化され規定されているところ、そのような規定に該当するかを判断するために、結局、一定の規範的評価を必要とする場合が少なくない。

例えば、次の「専門的な性質を有する犯罪¹³」(第52条1項b号)については、何をもって「専門的な性質」というのか、刑法のみでは判然としない。

¹³ ベトナム語で phạm tội có tính chất chuyên nghiệp (=crime in a professional manner)

第52条 刑事責任の加重事由

1. 以下の事由のみが刑事責任を加重する事由である。

(略)

b) 専門的な性質を有する犯罪

(略)

そこで、これを補うために、例えば、ベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court, 以下“SPC”という。）裁判官評議会が発行している議決などのいわゆる案内¹⁴文書がある。

上記「専門的な性質を有する犯罪」については、旧法下のものであるが、2006年にSPC裁判官評議会の「刑法のいくつかの規定の適用を案内する¹⁵」議決¹⁶（No. 01/2006/NQ-HĐTP）が発行されており、同議決の第5条で、専門的な性質を有する犯罪について、故意に5回以上犯罪を繰り返していること、犯罪が生計のために行われていることなどが規定されている。

なお、近時のトピックとして、ベトナム国内におけるいわゆる児童の性的搾取の防止・撲滅の趨勢等を背景として、執筆時現在、SPCは、性犯罪（第141条～第147条）の適用におけるガイドラインのための議決の起草を進めている模様である。

第3 ベトナム2015年刑法の概要

1 全体の構成

ベトナム2015年刑法は、およそ「総論」「犯罪」の2部構成、また、第26章まで分かれた全426条からなっており、旧法である1999年刑法¹⁷から約80条以上も増加している。次頁の図は、どのような規定がどのあたりにあるのかにつき、ベトナム刑法に初めて触れる方々のイメージづくりに資するようにとの思いから作成させていただいた（罪名も概要のみで、表記の平仄が取れていない部分もある点、ご容赦願いたい）¹⁸。

¹⁴ 憲法上、法律の「解釈」権限は国会常務委員会のみにあるとされており（ベトナム2013年憲法第74条2項）、このように、法律の意義の詳細を規定することは、ベトナムでは「案内」（ベトナム語 hướng dẫn, 英語の guidance）と呼ばれることが多い。

¹⁵ ベトナム語で Hướng dẫn áp dụng một số quy định của Bộ Luật Hình Sự

¹⁶ 「議決」はベトナム語で nghị quyết（=resolution）

¹⁷ その後、2009年に「刑法の一部の条項を修正・補充する法律」（37/2009/QH12）で一部修正・補充がなされている。

¹⁸ なお、第2部「犯罪」の章の色分けについては、小職がベトナム最高人民検察院（SPP）の活動に参加する中で先方から教示を受けたカテゴリー分けを参考にしており、実際、このようなカテゴリーに沿って、SPPは組織編成をしていると思われる（国家安全関連犯罪に関する業務は第1局、社会秩序関連犯罪に関する業務は第2局、経済関連犯罪に関する業務は第3局、麻薬犯罪関連の業務は第4局、汚職犯罪ほか職務関連犯罪に関する業務は第5局、司法活動侵害罪に関する業務は第6局が各々担当している。なお、他に刑事法関連では、公判に関する業務は第7局、暫定留置・勾留・刑事判決執行に関する業務は第8局、国際協力・刑事司法共助に関する業務は第13局、法制執務や研究に関する業務は第14局が各々担当している）。

2 今次改正の特徴

(1) 憲法改正に伴う人権保障の拡充

ベトナム2015年刑法は、前述のとおり、2013年憲法改正による人権保障の拡充を反映する方向性で改正が行われているところ、例えば以下のような点にその姿勢が表れている。

ア 18歳未満の者の刑事責任追及の場合における、刑事責任免除の範囲の拡大や、刑事責任免除の場合のアフターフォローの措置の拡充（詳細は該当箇所を参照のこと）

イ 死刑適用犯罪の更なる減少

旧法である1999年刑法で最高刑で死刑が規定されていた犯罪のうち、いくつかについては、同法の2009年一部改正で最高刑としての死刑は廃止された¹⁹。今次改正においても、暴力による財産奪取罪（第133条3項）など数個の罪名で更に死刑が廃止されている。

ウ 矯正処遇から社会内処遇への流れ

旧法において、体刑として懲役刑のみが選択できる犯罪だったものについて、今次改正において、社会内での処遇を志向する非拘束矯正が選択できる犯罪が増えた。そのような犯罪には、例えば、過失致死罪（第128条）、財産公然奪取罪（第172条）、コンピュータープログラムを拡散してコンピューター等に危害を与える罪（第286条）、機関・組織の印章を偽造する罪（第341条）などがある。

¹⁹ 主なところでは、強姦、密輸、贈賄などの死刑規定がなくなった。

ベトナム2015年刑法の全体構成

第1部 総論

丸数字は「第●章」、カッコ内の数字は「第◎条」

①基本条項(1~4)

②刑法の効力(5~7)

③犯罪(8~19)

④刑事責任を免除される場合(20~26)

⑤刑事責任追及の時効、刑事責任の免除(27~29)

特殊な手続規定

⑪罪を犯した営利法人に関する規定(74~89)

⑫罪を犯した18歳未満の者に関する規定(90~107)

⑥刑罰(30~45)

⑦司法措置(46~49)

⑧刑罰の決定(50~59)

⑨判決執行の時効、刑罰執行の免除、刑罰執行期間の短縮(60~68)

⑩前科の抹消(69~73)

第2部 犯罪

国家の安全を侵害する犯罪

⑬国家の安全を侵害する罪(108~122)

国家反逆罪、治安擾乱罪など

⑭平和を破壊する罪・戦争犯罪(421~425)

平和を破壊する罪、傭兵となる罪など

⑮軍人・軍隊配属者の責任を侵害する罪(392~420)

敵に降伏する罪、軍事命令に抗する罪など

経済活動に関連する犯罪

⑯所有を侵害する罪(168~180)

暴力の使用等による財産奪取罪、窃盗、詐欺など、いわゆる財産犯が中心

⑰经济管理秩序を侵害する罪(188~234)

密輸罪、脱税罪、証券市場操作罪、競争に関する罪、著作権侵害、土地管理に関する規定違反など

⑱環境に関する犯罪(235~246)

不法投棄、水質汚染、感染症拡散、水利施設の損壊、森林破壊、絶滅危惧種動物の違法輸入など

社会秩序を侵害する犯罪

⑭人の生命、身体、尊厳、名誉を侵害する罪(123~156)

殺人、傷害、各種性犯罪、人身取引、名誉毀損など

⑮人の自由の権利、公民の自由、民主の権利を侵害する罪(157~167)

逮捕監禁、住居侵犯罪、違法な投票妨害、不服申立て・告発の権利を侵害する罪など

⑰婚姻及び家族制度を侵害する罪(181~187)

一夫一妻制度に違反する罪、早婚組織罪など

⑲公共安全・公共の秩序を侵害する罪(260~329)

各種交通犯罪（自動車、鉄道、船舶、航空機）、不正アクセス等コンピューターネットワーク関連犯罪、労働強制罪、テロ罪、爆発物の違法製造罪、違法堕胎罪、賭博罪、マナーロンダリング罪、売春あっせん罪など

⑳行政管理秩序を侵害する罪(330~351)

違法な戸籍登録罪、国家機密漏洩罪、機関・組織の書類・印章等偽造、出入国管理関係の犯罪など

㉑麻薬に関する罪(247~259)

麻薬の違法な製造・貯蔵・輸送・奪取罪、麻薬違法使用の組織罪など

汚職犯罪、司法活動侵害罪 * 最高人民検察院（SPP）が直接捜査する権限あり

㉒職務に関する犯罪(352~366)

財産の横領罪、贈・収賄罪、職務権限の濫用など、いわゆる汚職とよばれるカテゴリー

㉓司法活動侵害罪(367~391)

供述強要罪、受刑者を逃走させる罪、判決の履行を妨害する罪、証人買収罪、犯罪の隠匿・不告発など

(2) 社会情勢、社会の発展に応じた犯罪の新設

経済発展目覚ましいベトナムでは、様々な経済活動が営まれているところ、そのような社会情勢の新しい潮流に伴って、刑事罰で規制する必要がある行為も増えてきた。そのため、そのような社会情勢の変化、社会の発展に合わせて、新しく複数の行為が犯罪化された（詳細は個々の章の項で説明することとする）。

(3) 規定の詳細化・具体化の試み

旧法において、複数の種類の行為を一つの条文でまとめていたところを、個別の行為ごとに別条で規定して、より細かな区別をつけたり（例えば、旧法第194条で麻薬の違法な貯蔵、輸送、売買、及び奪取がまとめて規定されていたのが、今次改正により第249条から252条までの各条に個別に規定されるなど）、また、刑の加重事由で規定されていた事由について、具体的に、可能なところは定量的に規定しようと試みる箇所も散見される。

例えば、旧法の以下の条文をみていただきたい。

旧法（1999年刑法）第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪：勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は毀損罪

1. (略)

2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

この「重大な被害」については、条文上明確な規定がなかったが、ベトナム2015年刑法では、2項が次のように具体化されている。

第361条 故意に職務上の秘密を漏洩する罪、職務上の秘密資料を奪取、売買又は廃棄する罪

1. 故意に職務上の秘密を漏洩するか、職務上の秘密資料を奪取、売買、廃棄した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。但し、この法律の第110、337、342条に規定する場合に該当するときを除く。

2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。

a) 組織的である場合

b) 2回以上罪を犯した場合

c) 5,000万ドン以上の不正利益を得た場合

d) 財産に1億ドン以上の損害を引き起こした場合

d d) 機関、組織の活動に悪影響を及ぼした場合

e) 他人に使用させ、違法行為が行われた場合

(4) 国際条約への対応を見据えた国内法の整備

我が国における、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime, 通称UNTOC）への対応をめぐ

る、いわゆる組織犯罪処罰法の改正の問題と同様、ベトナムでも、国際条約で義務付けないし推進されている犯罪化に国内法の改正でいかに対応すべきかという問題が存在する。

今次改正における上記UNTOCとの関係では、営利法人の刑事処罰の新設（第11章参照）、その対象がUNTOC第6条に規定のあるマネーロンダリング罪にも及んでいること（第324条6項）などが挙げられる²⁰。

また、腐敗の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention Against Corruption, 通称UNCAC）との関係では、UNCAC第12条で推進されている民間セクターの腐敗防止の具現化などを挙げるができる（職務犯罪の対象行為が公務のみならず「任務」に拡大した第352条がそれに該当すると考えられる）。

3 各章の内容の概要

【第1部 総論】

(1) 第1章・基本条項（第1条～第4条）

第1章では、刑法の役割や運用原則（第3条）について規定されているところ、興味深いのは、日本ではいわゆる有利な情状の一部として想定されている被害回復について、ベトナム刑法では、被害回復に努めた者は寛刑に処す旨の方針が明文で規定されている（第3条1項d号など）点である。

(2) 第2章・刑法の効力（第5条～第7条）

主に刑法の場所的・時間的効力について規定されている。なお、基本的に遡及適用は禁止であるが、犯罪者に有利な規定は改正法の施行前の行為であっても遡及適用の可能性がある（第7条3項）。

(3) 第3章・犯罪（第8条～第19条）

第3章では、前述した法定刑による犯罪の分類（第9条）について規定されているほか、故意犯の定義（第10条）、刑事責任年齢（第12条）、犯罪の準備（予備）・未遂（第14条、第15条）や共犯に関する規定（第17条）もある。この共犯に関する規定では、実行者、組織者、教唆者、幫助者など立場が細かく規定されているが、どの程度の関与が認められればこのような者として認定されるかについては、その基準を現時点で把握できていない。

また、第18条及び第19条では、犯罪の隠匿、不告発についても規定されており、日本刑法の犯人隠避罪や証拠隠滅罪等で刑の免除事由となっているのと同様、親族等には免責事由²¹が規定されている。弁護人は不告発について免責事由がある（第19条3項）が、親族同様、第13章に規定する犯罪（国家の安全を侵害する

²⁰ UNTOCでは、他にも贈賄罪や司法妨害などについても法人処罰の適用について記載されているが、今次改正ではその両罪は法人処罰の対象とはなっていない。

²¹ ベトナム刑法でも、犯罪の成立にあたって、日本のように構成要件該当性、違法性、責任という段階を踏んで検討されているかは不明であるが、条文の文言限りでは、刑事責任を認めた上での単なる刑の免除ではなく、刑事責任そのものが免除されるという立場に立っているとみてよいであろう。

罪)や前記「特別に極めて重大な犯罪」に分類される罪については、その対象外となっている。

(4) 第4章・刑事責任を免除される場合(第20条～第26条)

第4章は、様々な刑事責任免除の要素について規定しており、日本の刑法とも共通する**正当防衛**²²(第22条)及び**緊急避難**²³(第23条)のほか、日本の刑法でいういわゆる正当業務行為に当たるとされる、逮捕時の有形力の行使(第24条1項)という規定もある。

(5) 第5章・刑事責任追及の時効、刑事責任の免除(第27条～第29条)

第5章は、**刑事責任追及の時効**、**刑事責任の免除**について定めるところ、刑事責任追及の時効は、日本の刑事訴訟法における公訴時効とほぼ同様の規定であり、原則、犯罪時からカウントして「重大でない犯罪」は5年、「重大な犯罪」は10年、「極めて重大な犯罪」は15年、「特別に極めて重大な犯罪」は20年となっている(第27条)。例外的に、前記第13章の犯罪、第26章(平和を破壊する罪、戦争犯罪)に規定する犯罪が刑事責任追及の時効の対象外になっていることに加え、今次改正において、財産横領罪(第353条3項及び4項)、収賄罪(第354条3項及び4項)についても対象外犯罪に加わった(第28条)。

また、第4章とは別に、諸事情の変化で犯罪行為が社会に対して危険でなくなった場合の**刑事責任免除**についても規定²⁴されている(第29条)。

(6) 第6章・刑罰(第30条～45条)

第6章では、刑罰の種類が規定されている。主刑としては7種類が定められているところ、**罰金**(第35条)、**有期懲役**(第38条)、**死刑**(第40条)などは日本と共通であり、**戒告**²⁵(第34条)、**非拘束矯正**²⁶(第36条)、**終身刑**²⁷(第39条)、また外国人にのみ適用される**退去強制**(第37条)がある。

日本の付加刑とパラレルに考えることができる補充刑としては、一定の職務の担当・職業等への就業禁止(第41条)、居住禁止(第42条)、**保護観察**²⁸(第43条)、公民権はく奪(第44条)、財産の没収(第45条)並びに主刑で適用しない場合の罰金及び退去強制がある。

²² ベトナム語で phòng vệ chính đáng (=legitimate self-defense)。漢越語もまさに「正当防衛」である。

²³ ベトナム語で tình thế cấp thiết (=urgent circumstances)。「緊急の状況」に近い。

²⁴ 第29条3項は、一定の犯罪を対象として、被害結果回復に努めたこと、被害者が刑事責任追及免除を提出したことなどを条件として、刑事責任が免除される場合を規定しているところ、この規定は、いわゆる起訴猶予制度のないベトナムで、起訴猶予同様の効果を有していると評価しうる。

²⁵ ベトナム語で cảnh cáo (=warning)。漢越語では「警告」である。

²⁶ ベトナム語で cải tạo không giam giữ (=non-custodial reform)

²⁷ ベトナム語で tù chung thân (=life imprisonment)

²⁸ ベトナム語で quản chế (=probation)。同じ用語でも日本の保護観察とは様相が異なり、元のベトナム語が漢越語で「管制」であることからしても、社会復帰促進よりは文字どおり監視の意味合いが強い。

(7) 第7章・司法措置²⁹(第46条～第49条)

刑罰そのものではないが、刑罰に関連する措置として、第7章には司法措置が規定されており、犯罪に係する金品の没収(第47条)、強制病氣治療³⁰(第49条)などがある。

(8) 第8章・刑罰の決定(第50条～第59条)

第51条には刑事責任の減軽事由³¹、第52条には刑事責任の加重事由³²が様々に列挙されているところ、これらは、前述第2の3で記載した諸要素による刑罰枠の確定後(つまり、各罪の何項の罪に当たるかを決めた後)に、その刑罰枠の中で刑の加重減軽を決める要素について規定したものである。

また、第53条には、再犯及び危険な再犯³³についての定義がなされており、特に危険な再犯については、様々な罪名で刑罰枠を重くする要素となる。

複数の罪を犯した場合の刑の決定方法については、第55条及び第56条に規定があり、日本でいういわゆる確定前余罪の問題は第56条に規定されている。

第55条に定められた刑の決定方法の原則は、各罪ごとに刑罰を決定し、その合計を共通刑とするというものであり、非拘束矯正と有期懲役がある場合は、非拘束矯正：有期懲役＝3日：1日の割合で換算して合計する。各罪ごとの刑罰を決する際の最高刑が死刑や終身刑である場合は、共通刑もそれぞれその刑に決せられる。

(9) 第9章・判決執行の時効、刑罰執行の免除、刑罰執行期間の短縮(第60条～第68条)

判決執行の時効(第60条)とは、日本刑法第31条以下のいわゆる刑の時効に相当する。また、ベトナム刑法では、有罪判決を受けた後や刑の執行開始後の事情を考慮して、刑罰の減免が行われる場合があり、本章にはその詳細が規定されている。

また、日本と同様、刑の執行猶予³⁴(第65条)の制度もある。執行猶予期間中は「試行期間³⁵」と呼ばれ、居住している場所の地方行政機関等に監督、教育が委ねられる(なお、執行猶予の場合の措置については、改正刑事判決執行法³⁶第84条以下に詳細な規定があるようである)。条文の文言から理解できる限りではあるが、刑法本文にあるような保護観察よりも、どちらかといえば、こちらのほうが日

²⁹ ベトナム語で biện pháp tư pháp (=judicial remedies)

³⁰ ベトナム語で bắt buộc chữa bệnh (=coerced medical treatment)。手続は刑事訴訟法の第30章に規定される。日本のいわゆる医療観察法による入院措置などとパラレルに考えることができるであろう。

³¹ ベトナム語で tình tiết giảm nhẹ trách nhiệm hình sự (=circumstances extenuating penal liability)

³² ベトナム語で tình tiết tăng nặng trách nhiệm hình sự (=circumstances aggravating penal liability)

³³ ベトナム語で tái phạm nguy hiểm (=dangerous recidivism)

³⁴ ベトナム語で án treo (=suspended sentence)

³⁵ ベトナム語で thời gian thử thách (=probation period)

³⁶ ベトナム語で Luật thi hành án hình sự (=Law on Enforcement of Criminal Judgement)、法律番号 No. 41/2019/QH14。現行法は2010年法だが、2019年6月14日に改正法が国会を通過し、2020年1月1日から施行予定。

本で行われている保護観察のイメージに近いであろう。

そして、今次改正で、いわゆる満期前の釈放にあたる、**条件付き仮釈放**³⁷(第66条)が新設された。初犯で矯正意識があり、一定程度の刑の執行を終えているなどの条件の下、仮釈放される場合について規定されている。

(10) 第10章・前科の抹消(第69条～第73条)

「**前科の抹消**³⁸」は、一定の期間の経過や裁判所の決定などにより、前科がないものとみなすようにする制度であるが、ベトナムの場合、例えば、以下の第388条の例のように、前科の存在(=前科の抹消未了)がまさに犯罪成立の要件と直結している場合³⁹がある。

日本でいえば、いわゆる累犯前科の有無の問題とパラレルに考えられるかもしれない。

第388条 拘禁に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、拘禁に関する法律の規定に違反して、この行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。但し、この法律の第119、170、252、254、255条に規定する場合に該当するときを除く。
 - a) 拘禁の管理に権限を有する者の命令を乱した又はそれに反抗した
 - b) 拘置施設内において、承認なく個人的情報連絡設備又は録音録画機器を持ち込み、保持、又は使用した

(11) 第11章・罪を犯した営利法人に関する規定(第74条～第89条)

同章は、今次改正で新しく規定されたものであり、ベトナム2015年刑法を特徴づけているものともいえる。適用対象は法人の中でもいわゆる**営利法人**⁴⁰のみとなっており、刑罰としては、罰金(第77条)、期限付き営業停止(第78条)、無期限の営業中止(第79条)、一定領域の経営等の禁止(第80条)などがある。

営利法人が刑事責任を追及されうる犯罪については、各犯罪の条文に個別に規定があるほか、第76条1項にも適用罪名の条文番号が列挙されている。

もともと、小職の拙稿執筆時点では、ベトナム2015年刑法の施行以来、営利法人が起訴され、公判が開かれたとの情報には接していない。営利法人の起訴が活

³⁷ ベトナム語で *tha tù trước thời hạn có điều kiện* (=conditional early release)

³⁸ ベトナム語で *xóa án tích* (=expungement of criminal records)

³⁹ 上記のように、前科の抹消未了のほか、同種行為で「懲戒処分」(ベトナム語で *xử lý kỷ luật* =discipline) や「行政違反処罰」(ベトナム語で *xử phạt vi phạm hành chính* =administrative sanction) を以前に受けたことがあるということが犯罪成立の条件になっている犯罪は、このほかにも相当数ある。「懲戒処分」の一例としては、「幹部・公務員法」(法律番号 No. 22/2008/QH12) に定められたもの(同法第78条～)などがある。

⁴⁰ ベトナム語で *pháp nhân thương mại* (=commercial legal persons)。「商業法人」が原語に近い。

発でない原因としては様々あろうが、小職がベトナム最高人民検察院（Supreme People's Procuracy, 以下“S P P”という。）の活動に出席する中では、第75条1項の適用要件が分かりにくいと指摘する声が多かった。

すなわち、同項は、時効未完成という形式的な要件を除けば、①犯罪行為が営利法人の名前で行われたこと（a号）、②犯罪行為が営利法人の利益のために行われたこと（b号）、③犯罪行為が営利法人の指導、運営または承認を受けて行われたこと（c号）を営利法人の刑事責任追及の要件として規定しているところ、「利益のため」や「指導、運営」などの要素については評価を伴う規範的要素であることから、適用することに二の足を踏んでいるというのである。

そのため、実務の現場からは、「この規定を案内する文書⁴¹を発行してほしい」という意見もよく出されているようである。

(12) 第12章・罪を犯した18歳未満の者に適用される規定(第90条～第107条)

本章は、いわゆる**18歳未満の者**⁴²の刑法上の取扱いについて定めた規定である。なお、ベトナムでは、日本の少年審判のような特別な手続はなく、18歳未満の者であっても基本的には通常の刑事手続と同じルートで処理されるが、手続上は、ベトナム2015年刑事訴訟法第413条～第430条で独立した章を設けているように、成年とは異なる一定の配慮がなされている。

そして、ベトナム2015年刑法では、人権保障の拡充の観点から、実体法である刑法上も18歳未満の者に対する配慮が細やかになされており、例えば、14歳以上16歳未満の者と16歳以上18歳未満の者で、対象を細かく分類し、刑事責任免除を受ける場合を旧法より広げている（第91条2項）ことや、また、刑の上限や併合、減免の条件についても、18歳以上の者とは異なる配慮がなされている（第98条、第101条～第107条）。

そして、今次改正では、18歳未満の者が刑事責任を免除された場合のアフターフォローについても拡充され、旧法にもあった**教護院**⁴³での教育司法措置に加え、日本でいう試験観察や保護観察に相当する**戒告**⁴⁴（第93条）や、**地域社会における和解**⁴⁵（第94条）、**村・街区・市鎮での教育**（第95条）などが新設された。

【第2部 犯罪】

(13) 第13章・国家の安全を侵害する罪（第108条～第122条）

本章は、国家反逆罪（第108条）、間諜罪（第110条）、人民政権に敵対する

⁴¹ ありうるとすれば、S P Cの裁判官評議会の議決という形であろうか。

⁴² 日本的感覚でこれらの者をまとめて「未成年者」と呼んでいる場合もあり、実際、旧法では18歳未満の者を「未成年者」、16歳未満は「児童」と呼んでいた。

⁴³ ベトナム語で *trường giáo dưỡng*。なお、少年院と訳されている文献もあるようであり、収容施設としての扱いをされることもあるからか、公安省の管轄の模様である。

⁴⁴ ベトナム語で *khuyến trách* (=reprimand) であり、刑罰における「戒告」とは異なる。元の漢越語のニュアンスからも「譴責」（けんせき、悪い行いを戒めること）のほうが近い。

⁴⁵ ベトナム語で *hòa giải tại cộng đồng* (community-based reconciliation)

ためのテロ罪（第113条）、治安壊乱罪（第118条）など、国家の存立や統治の基盤にかかわる罪について規定している。本章規定の各犯罪は、法定刑も全体的に高めであり、また、前述のとおり、刑事責任追及時効や犯罪の非告発等の免責の対象外であるなど、この種犯罪に対する厳しい姿勢が明らかとなっている。

- (14) 第14章・人の生命、健康、尊厳、名誉を侵害する罪（第123条～第156条）
いわゆる殺人、傷害、性犯罪、名誉毀損、人身取引などについて定めている。

殺人罪及び過失致死罪関連については、第123条から第133条までである。殺人罪については、新生児を対象とした殺人（第124条）、精神を強く刺激された状態における殺人（第125条）、正当防衛の範囲を超える殺人（第126条）など、通常の殺人罪（第123条）よりも（日本の感覚であえて言えば）責任非難の程度や犯情が軽いと思われる類型については、別条で規定し、その法定刑を軽くしている。また、日本刑法と同じく自殺教唆や幫助（第131条）も規定されている。

傷害罪及び過失傷害関連については、第134条から第140条まで規定されており、責任非難の程度や犯情が軽い類型について別条で規定し法定刑が軽くなっている場合があるのは、殺人の場合と同様である。なお、第140条の「他人に対する虐待罪」は、「虐待」という言葉のニュアンスから、傷害罪と重複するかのようにも思えるも、具体的な傷害や健康被害の証明まで求めているものではないが、一定程度の肉体的・精神的苦痛を与える行為について刑事罰を科すための規定のようである。

第141条から第147条までは、いわゆる性犯罪が規定されている。第141条（暴行・脅迫を用いた強制性交罪）及び第143条（他人の困難な状況等に乗じた性交等強要罪）は、原語のベトナム語はいずれも「強姦」を意味する言葉である⁴⁶ため、ここでは、各条文に規定された対象行為を参考に各々意識してタイトルを付けている。また、16歳未満の者が被害者となる場合は、加重類型として別条で規定されている（第142条⁴⁷及び第144条）。

今次改正では、対象行為が性交渉のみならず「性的関係行為」に拡大されている。この点、現地活動において小職が聴取したところでは、日本の近時の刑法改正における強制性交罪における論点と同様、対象行為をいわゆる肛門性交等に広げたものということであったが、この点については、前述のとおり、SPCが現在検討している議決の発行により具体的な案内がされるものと思われる。

また、性交渉まで至らないわいせつ行為については、第146条（16歳未満の

⁴⁶ 141条は、ベトナム語で *hiếp dâm* (=rape, 漢越語は「脅淫」)、143条は、ベトナム語で *cưỡng dâm* (=forcible sexual intercourse, 漢越語は「強淫」)

⁴⁷ 第1項b号によって、13歳未満の者との性交渉又は性的関係行為については、暴行・脅迫や困難な状況に乗じたなどの事情等がなくても、全て第142条の適用がある。ゆえに、第144条は「13歳以上16歳未満の者」に対する罪となっていると解される。

者へのわいせつ⁴⁸罪)で処罰が規定されているが、どの範囲の行為がわいせつ行為になるのかについては、法文上明らかでなく、この点についても前記議決で明らかになるのではないと思われる。

傷害罪とは別に、人の身体への侵襲行為として、H I Vに感染させる罪(第148条及び第149条)が独立して規定されているのも特徴的である。

第150条以降は、いわゆる人身売買の罪等が規定されているところ、昨今の人身売買をめぐる社会的関心の高まりの影響からであろうか、第152条(1歳未満の者を不正にすり替える罪)や第154条(人の細胞又は身体の一部を売買、略奪する罪)のような犯罪が今次改正において新設された。

第155条及び第156条は、いわゆる名誉毀損・侮辱罪である。第156条が積極的に虚偽の事実を摘示した場合である。

- (15) 第15章・人の自由の権利、公民の自由、民主の権利を侵害する罪(第157条～第167条)

第157条及び第158条は、いわゆる違法な逮捕・監禁、住居侵入について規定したものと解される。そのほか、いわゆる投票妨害等についても処罰の対象となっている(第160条)。

今次改正では、第164条(他人の信仰、宗教の権利を侵害する罪)及び第167条(公民の言論の自由、報道情報アクセスの自由、示威行動の権利を侵害する罪)が新設された。

- (16) 第16章・所有を侵害する罪(第168条～第180条)

日本の刑法でいう財産犯にあたるのが本章規定の犯罪である。日本の感覚で単純に「財産犯」といってしまうと、ベトナム側が、こちらが抱いているものと共通のイメージが持てなくなってしまうので、仮にベトナムの刑事実務関係者とやり取りする機会があれば、この「所有を侵害する罪⁴⁹」というフレーズを念頭に置いていただきたい。なお、本章の各罪名表記については、単純に元のベトナム語を翻訳すると、区別がつきにくくなってしまう場合があるため、各条文の英訳版や各条文の内容そのものから逆算して意識している場合があることに留意されたい。

本章の罪は、暴力の使用等による財産奪取罪⁵⁰(第168条)で始まる。同罪はいわゆる強盗罪であり、強盗が人を負傷させた場合や人を死亡させたような場合については、加重類型として同条内に規定されている。なお、同罪の最高刑は旧法で

⁴⁸ 「わいせつ」はベトナム語で *dâm ô* (=obscenity, 漢越語は「淫汚」)

⁴⁹ ベトナム語で *Tội phạm xâm phạm sở hữu* (=Offenses of ownership infringement)

⁵⁰ ベトナム語で *Tội cướp tài sản* (=Plundering property)。Cướp は「奪いつくす」のような比較的激しいニュアンスの単語であることから、このように表記した。

は死刑であったが、今次改正で最高刑が終身刑に改められている⁵¹。

以下、財産奪取目的の誘拐罪(第169条)、脅迫による財産奪取罪⁵²(第170条)が続く、暴行・脅迫を伴わない類型である単純財産奪取罪(第171条)、財産公然奪取罪(第172条)及び窃盗罪(第173条)が規定されている。第171条～第173条の区別は条文の文言だけでは判然としないが、単純財産奪取罪はいわゆるひったくりによる窃盗、財産公然奪取罪はいわゆる置き引きによる窃盗のような類型が想定されている模様である。

更に引き続き、詐欺による財産奪取罪(第174条)、信頼を濫用する財産奪取罪(第175条)、財産の不法占有(第176条)、違法使用(第177条)等が規定されている。

このほか、日本では見慣れないタイプの犯罪として、責任不足により国家、機関、組織、企業の財産に損害を引き起こす罪(第179条)がある。いわば過失による背任罪のようなものであるが、「責任不足」とはいったいどのような場合であるのか、参考文献を紐解いても、「財産の購入、保管、使用に関する規定を十分守らなかった」程度であり、その実情は判然としない。

(17) 第17章・婚姻及び家族制度を侵害する罪(第181条～第187条)

本章ではいわゆる重婚(一夫一妻制度に違反する罪、第182条)のほか、扶養義務を拒否又は忌避する罪(第186条)などが規定されている。また、社会の変化に応じた新しい犯罪として、今次改正で、営利目的で代理出産を組織する罪(第187条)が新設された。

(18) 第18章・経済管理秩序を侵害する罪(第188条～第234条)

本章の罪は、更に以下のア～ウの領域で第1節から第3節に分かれており、専門性が高く、日本ではいわゆる特別刑法に規定されているような犯罪が多く規定されている。

ア 生産、経営、商業領域における罪

密輸罪(第188条)、禁制品や偽造品の製造、売買、輸送等(第190条～第195条)、虚偽広告の罪(第197条)などが規定されている。

イ 税金、金融、銀行、証券、保険の領域に関する罪

脱税罪(第200条)、民事取引における高利貸しの罪(第201条)、偽造通貨の製造等⁵³(第207条)、証券市場におけるインサイダー取引(第210条)、

⁵¹ なお、そうすると、日本でいう強盗殺人罪が成立する場合であっても本条では死刑が科されないということになりそうであるが、一方で、そのような場合は、論理的には、殺人罪に関する第123条1項e号「極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪の実行直前又は直後に人を殺害した場合」(最高刑は死刑)、つまり殺人犯が強盗という極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を犯した場合として、同条項が適用される可能性もあると思われる。本条の法定刑が終身刑に改められたことで、この適用関係がどうなるのか、今後、機会があれば実務サイドに確認していきたい。

⁵² ベトナム語で *cưỡng đoạt tài sản* (=extorting property)。英訳からすると、また、第168条との比較からしても、日本でいう恐喝罪に近いであろう。

⁵³ 日本でも通貨偽造罪の最高刑は無期懲役だが、ベトナムでも本条の最高刑は終身刑である。

市場操作（第211条）などが規定されている。

ウ その他の経済管理秩序を侵害する罪

下記エ記載の各種新しい犯罪のほか、国の財産の管理、使用に関する規定に違反して逸失、浪費を引き起こす罪（第219条）、公共投資資金の管理と使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪（第220条）など、純粋な経済活動としての面と同時に、公務員の汚職としての面を持つ犯罪が規定されている⁵⁴。このほか、著作権の侵害罪⁵⁵（第225条）や工業所有権（特許権）の侵害罪（第226条）についても規定されている。

さらに、土地管理に関する規定に違反する罪（第229条）についても本章第3節に規定されている。実際、土地の管理をめぐるトラブルはよく聞かれるところであり、管理業務の適正さを担保する手段としての刑罰の必要性が感じられる規定である。資源管理という観点から、この罪に引き続いて、同節内には、森林管理、野生動物の管理に関する犯罪（第232条～第234条）が規定されている。

エ なお、本章では、社会の変化に伴う新しい犯罪が多く規定されており、今次改正で、保険経営で不正を行う罪（第213条）、医療保険で不正を行う罪（第215条）、競争に関する規定に違反する罪（第217条）、連鎖販売取引に関する規定に違反する罪⁵⁶（第217条a）、建造物投資に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪（第224条）などが新設された。

(19) 第19章・環境に関する罪（第235条～第246条）

本章は、いわゆる環境犯罪について規定されているが、廃棄物、排水、排気による環境汚染についてまとめたのが第235条（環境汚染を引き起こす罪）であり、水産資源、森林資源、動物資源を破壊するような行為についての処罰規定も本章内にある（第242条～244条）。

また、今次改正では、水利施設や堤防の安全保護等を害する行為について刑事罰が新設された（第238条）。

そして、本章の罪は、企業の経済活動の拡大にともなって発生するという面が強いからか、営利法人の刑事責任追及の対象となっている犯罪が多い。

⁵⁴ 余談であるが、近時のベトナムでよく話題に上る、元共産党政治局員が逮捕された汚職事件の適用罰条は、旧法の第165条、すなわちベトナム2015年刑法の第220条に相当する犯罪である（最高刑は20年の有期懲役）。本条は汚職の罪の章に規定されているわけではないものの、この事件が「汚職」として社会的関心を集めたのは、社会的事象を見れば、公共投資での単なる経営失敗と評価できそうところ、そうではなく、「高位の公務員である犯人が、故意に公共投資資金の管理と使用に関する『規定に違反』したという点が悪質である」との評価に基づくものではないかと思われる。

⁵⁵ なお、著作権侵害罪は、被害者の立件要請がないと立件できない事件（ベトナム2015年刑事訴訟法第155条）であり、親告罪的性質を有する。

⁵⁶ 「連鎖販売取引」はベトナム語で *kinh doanh theo phương thức đa cấp*（＝multilevel marketing）。いわゆるMLMである。なお、本条は、当初改正法成立時点では規定されていなかったが、2017年修正・補充の過程で突如追加された。

(20) 第20章・麻薬に関する罪（第247条～第259条）

本章は、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン（覚せい剤）、MDMA、大麻などの麻薬に関する各種犯罪を規定する⁵⁷。

麻薬に関する罪に対するベトナム刑法の対処は厳しく、製造罪（第248条）、輸送罪（第250条）及び売買罪（第251条）では死刑が最高刑として定められている。なお、後2者については、旧法では一つの条文で輸送罪、売買罪、貯蔵罪⁵⁸及び奪取罪がまとめられており、そのすべてで最高刑が死刑であったところ（旧法第194条）を、今次改正では、各行為が別個独立の条に規定され、その中でも輸送罪及び売買罪の最高刑を死刑としたものである。

一方で、日本でよく検挙されている使用罪に関しては、ベトナムは日本とは対応を異にする。すなわち、旧法においても、単純な自己使用罪は刑事罰の対象となっておらず、既に教育等を受け強制医療措置を受けたにもかかわらず常習的に麻薬を使用している場合に限って初めて刑事罰を受けるものとされていた（旧法第199条参照）ところ、今次改正では、麻薬の違法な使用罪そのものが廃止されている。

その一方で、麻薬の違法使用を手配する⁵⁹罪（第197条）、他人に強要する罪（第257条）、及び他人を引き入れる罪（第258条）などについては今次改正でも変わらず刑事罰の対象となっていることから、麻薬の違法使用そのものについて法律で規制すべきとの政策が変わっているとはいえないであろう。それにもかかわらずこのような規制方法となっているのは、様々な理由があるのだろうが、単純に使用するよりも、他人をして違法な使用に巻き込むほうが、「社会に対する危険」（第8条「犯罪の概念」より）が大きいと考えられているからではないかと思われる。

(21) 第21章・公共の安全、公共の秩序を侵害する罪（第260条～第329条）

本章の犯罪は非常に広い領域にわたっており、第1節から第4節まで、以下のアないしエまでの領域に分かれて規定されている。

ア 交通安全を侵害する罪

日本でいわゆる交通犯罪に分類されるもので、車両、航空機、船舶、鉄道の危険な運転や、それに伴う損害（人的、物的損害の両方）についての刑罰が中心と

⁵⁷ 第247条で「政府が認めた麻薬物質」との規定があるが、その指定については、2018年政府議定第73号（No. 73/2018/ND-CP）の別表でなされている模様である。

⁵⁸ ベトナム語で tàng trữ（＝stockpiling）。「貯蔵」となっているが、日本でいういわゆる「所持」のことと思われる。

⁵⁹ ベトナム語で tổ chức sử dụng trái phép（＝organizing illegal use）。原語は「組織する」なので、イメージがわきにくい。同条の旧法下（旧法197条）の案内文書にあたる、2007年公安省・最高人民検察院・最高人民裁判所・司法省による「1999年刑法典第18章麻薬に関する犯罪の規定を案内する合同通達第17号」（No. 17/2007/TTLT-BCA-VKSTANDTC-TANDTC-BTP）の6条によれば、他人の肉体に麻薬を入れる行為（いわゆる他人使用）や、麻薬を使う場所や道具、一緒に使う人などを準備、提供、アレンジしたりする行為が想定されているようである。

なっている⁶⁰。

イ 情報技術・通信ネットワーク領域における罪

コンピュータプログラムを拡散してコンピュータ、通信、電子機器ネットワークに危害を与える罪（第286条）、いわゆる違法アップロード（第288条）や不正アクセス（第289条）などのサイバー犯罪に関する規定が中心となっている。

この類型の犯罪に関する規定は旧法である1999年刑法制定時は非常に少なかったが、旧法の2009年一部改正で不正アクセス等が追加されるなど、社会情勢の変化に対応して新たに規定されている傾向が認められる。今次改正では、これらの違法な目的に使用するためのソフトウェアの製造や売買等を処罰する犯罪が新設された（第285条）。

また、他人の銀行口座の情報の違法な取得等（第291条）、救急等の無線周波数の違法な利用（第292条）なども今次改正で新設された。

ウ 公共の安全を侵害するその他の罪

本節には、例えば、労働強制罪（第297条）、テロ罪（第299条）、テロ資金援助罪（第300条）⁶¹、海賊の罪（第302条）、武器や爆発物等の違法な売買等に関する罪（第304条～第307条）、違法に堕胎する罪（第316条）など、さまざまなタイプの犯罪が規定されている。

エ 公共の秩序を侵害するその他の罪

本節にもさまざまなタイプの犯罪が規定されており、例えば、賭博（第321条及び第322条）やマネーロンダリング罪⁶²（第324条）、墮落文化品を広げる罪⁶³（第326条）、売春斡旋罪⁶⁴（第328条）などが規定されている。

(22) 第22章・行政管理秩序を侵害する罪（第330条～第351条）

本章には、公務執行者に反抗する罪（第330条）、国家機密を漏洩させる罪（故意のものは第337条、過失のものは第338条）⁶⁵、機関・組織の印章や資料を偽造する罪（第341条）、違法な出入国・滞在をさせる罪（第348条）などが規定されている。

⁶⁰ 全くの余談ではあるが、本節では、いわゆる酒気を帯びた状態での交通手段の運行についても規制されているところ、例えば、第263条では「酒若しくはビールを飲み…」などと規定されてることからすれば、ベトナムでは「酒」と「ビール」は別物としてとらえられているようである。

⁶¹ ベトナム語で「テロ」は *khủng bố*、「テロ資金援助」は *tài trợ khủng bố*（＝financing terrorism、テロに財政援助を与える）

⁶² ベトナム語で *rửa tiền* であり、まさに「お金を洗浄する」である。

⁶³ 日本刑法でいうわいせつ図画頒布罪などが本条で規制される。

⁶⁴ ベトナム語で「売春斡旋」は *môi giới mại dâm* であり、第14章規定の各種性犯罪と並んで、この罪についても、いわゆるCSE（Child Sexual Exploitation、児童の性的搾取）の観点から問題となっているようである。

⁶⁵ 秘密事項のランクによって法定刑の枠が変わる

(23) 第23章・職務に関する犯罪（第352条～第366条）

いわゆる汚職犯罪とよばれているものは、本章で規定されているものが中心である。

まず、第352条では、職務に関する罪の定義がなされているが、今次改正では、対象行為が公務のみならず、「任務」に広がっており、いわゆる汚職関連規定の民間セクターへの適用を示唆するものとなっている。

第353条は財産の横領罪⁶⁶、第354条は収賄罪⁶⁷であり、この2つが、汚職の中でもっとも悪質なものであり、最高刑は死刑となっている。死刑が回避されうる方法として、判決後に横領額ないし収賄額の少なくとも4分の3以上を自主返納するなどの方法が規定されている（第40条3項c号）。日本のいわゆる組織犯罪処罰法や麻薬特例法における没収保全や追徴保全のような制度がないベトナムにおいて、同規定は、汚職によって失われた財産を取り戻す、いわゆるアセット・リカバリーの上でも有効に機能していると評価できるのではなかろうか。

なお、贈賄罪（第364条）も本章に規定されているが、今次改正で、贈収賄罪における賄賂となる利益の範囲が非物質的利益⁶⁸にも広がっている。

その他、本章では、公務執行中に職務、権限を濫用する罪（第357条）、利得のために職務、権限を利用して他人に影響力を行使する罪（第358条）など、職務を悪用した、責任非難の大きな類型の行為が犯罪化されている。

(24) 第24章・司法活動侵害罪（第367条～第391条）

本章では文字どおり、各種司法活動における不正行為等についての罰則が規定されている。

本章には、逃走の罪（第386条）、証人等を買収する罪（第384条）、証人等の虚偽供述の罪（第382条）、体罰を使用する罪（第373条）、供述強要の罪（第374条）のような、日本でも刑事罰を科されるような行為も規定されているが、全体的に、日本法と比較してかなり広範囲の行為が犯罪化されているように思われる。例えば、無実の者の刑事責任を追及する罪（第368条）、有罪者の刑事責任を追及しない罪（第369条）、違法な判決・決定を出す罪（第370条、第3719条）、判決を履行しない罪（第379条）などである。

また、上記(3)で述べた、犯罪の隠匿罪（第389条）、犯罪の非告発罪（第390条）は、本章に規定されている。

⁶⁶ ベトナム語で Tội tham ô tài sản (=embezzling property)

⁶⁷ ベトナム語で Tội nhận hối lộ (=taking bribes)。なお、収賄罪は権限を利用して賄賂を収受する犯罪であるところ、本罪の加重類型として、「職務、権限を濫用する場合」（濫用はベトナム語で lạm dụng=abusing）というのが2項に規定されている。もっとも、これは、「与えられた目的以外の目的で権限を利用する」という日本的意味での「濫用」とは異なり、ここでは、与えられた権限を超えて利用した場合という、いわゆる権限踰越に近い行為が想定されているようである。

⁶⁸ ベトナム語で Lợi ích phi vật chất (=Non-material benefits)。もっとも、法文上も参考文献上も、どんなものが非物質的利益にあたるのかについては明確ではない。

なお、本章においては、今次改正で、公判の秩序を乱す罪（第391条）が新設された。

- (25) 第25章・軍人の義務、責任及び戦闘中、戦闘支援中の軍隊配属者の責任を侵害する罪（第392条～第420条）

詳細は省略するが、本章では、軍人等の内部の規律を害するような行為が犯罪化されて規定されている。機密漏洩のうち、軍事関係のものは、本章で別途規定されている（第406条）

- (26) 第26章・平和を破壊する罪、人類に対する罪及び戦争犯罪（第421条～第425条）

本章では、章のタイトルのとおり、平和を破壊する罪、人類に対する罪及び戦争犯罪について規定されている。それらの引き金となりかねない、傭兵を募集する行為、傭兵となる行為についても刑事罰の対象となっている（第424条、425条）。

- (27) 第3部は施行条項であり、2018年1月1日から、2017年修正・補充後のベトナム2015年刑法を施行することが定められている。

第4 終わりに

以上、全426条にわたるベトナム2015年刑法の概要を駆け足で述べさせていただいた。もちろん、浅薄な記述・考察であるとのことご意見があることは当然と思われるし、それらご意見があるとすれば、それらはすべて小職の力量不足に原因するものである。もっとも、今回の拙稿執筆に当たっては、まずはベトナム法にあまりなじみがない皆様に概要をつかんでいただくことに注力すべく、わかりやすさ、簡潔さを優先して執筆する方針としたため、どうかご容赦いただければと思う。

今後、拙稿を手掛かりとして、更なるベトナム刑事法の研究・検討が発展することを信じて、拙稿を終えることとしたい。

【参考文献】

●ベトナム語のもの

「科学便覧 2015年刑法典（2017年修正・補充）」（司法出版社）総論編，各犯罪編第1巻，各犯罪編第2巻

「比較 1999年刑法典（2009年修正・補充）と2015年刑法典（2017年修正・補充）」（労働出版社）

「2015年刑法典（2017年修正・補充）適用の手引きと研究」（人民公安出版社）

●英語のもの

“Official Gazette Penal Code”（Vietnam Law & Legal Forum 社）

（おわび）

I C D NEWS 79号の拙稿「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」に、以下のと

おり誤りがありました。この場を借りて修正させていただきます。

50頁3行目「第187条4項」→「第183条4項」

52頁8行目「第267条及び第268条」→「第266条及び第267条」

54頁7行目「第260条」→「第250条」